

## 社会福祉法人福生市社会福祉協議会

# 令和5年度ふっさボランティア・市民活動センター

## 助成事業募集のご案内

「令和5年度ふっさボランティア・市民活動センター助成事業」の申込みを次の要領で募集しますので、ご応募くださるようご案内申し上げます。

### 1 目的

ボランティア活動や市民活動を行なう団体の設立及び多様な活動に対して助成を行い、幅広い市民の参加と市民活動の活性化を図ることを目的に実施するものです。

### 2 対象団体

対象団体は、福生市民を対象に活動をする5人以上の会員等で構成されている団体で、次のいずれにも該当しない団体とします。

○営利を目的とする団体

○政治または宗教的活動を主たる目的とする団体

○公共の福祉に反する活動を行う団体

○その他、適切でないと認めた活動を行う団体

### 3 助成条件

本助成を受けようとする団体は、①②のいずれにも該当する必要があります。

①社協の法人会員であること（ただし、団体の1年間の総予算が各種の助成金を除いて5万円以内の団体はこの限りではない）

②ふっさボランティア・市民活動センターに登録すること

### 4 助成内容

助成する内容は、次のとおりです。

○団体の設立及び運営経費

①新規設立に要する経費（※但し、1回限りとする）

②1～3年目の運営にかかる経費

※上記2つのいずれかに該当し一過性の活動ではなく、今後も継続、発展させていく団体であること

○事業費

①市民に対して効果的な事業

②地域住民が関わる事業

③人と人とのつながりやコミュニティの形成につながる事業

※上記3つのいずれかに該当し、地域に定着して継続して取り組む活動を重視します。

※既に活動を行っている団体が、これまで行ってきた活動の充実を図る事業、又は新たに展開する事業を含みます。

## 5 助成対象にならないもの

- 他の機関から既に助成を受けている又は見込みがあるので、その事業の欠損補填に使用するもの。または本助成を受ける前に事業を終了したもの
- 主たる活動が福生市外のもの
- 団体の会員等の報酬、交通費や飲食費が主な申請内容のもの
- 申請団体の経常的活動に要する経費
- 自助活動と判断されるもの
- 継続的な事業で、一度助成しても次回からの見通しが立ちにくいもの
- グループ・団体の定例化した事業・活動

## 6 助成金額

1件 10万円以内

## 7 申込み方法

所定の「ふっさボランティア・市民活動センター助成事業申請書」に必要事項を記入の上、ふっさボランティア・市民活動センターへお申し込みください。

## 8 応募期間

令和5年2月1日（水）から

令和5年2月22日（水）〔締切厳守〕まで

※助成を申請する団体は、事前に連絡を入れたうえで、福祉センターに申請書を取りに来てください。来所された際に個別に説明を行います。

※申請内容について、必要に応じて聞き取りを行う場合があります。

※助成決定団体につきましては後日何らかの形で報告をしていただきます。

## 9 助成の決定

ふっさボランティア・市民活動センターで審査の上、速やかに結果を各団体あてに通知し、助成決定団体に対し助成金を交付します。（令和5年4月助成予定）

※尚、不採択にかかる理由などについてはお知らせできませんので、予めご了承ください。

## 10 問合せ

ふっさボランティア・市民活動センター

〒197-0004 福生市南田園2-13-1（福祉センター内）

電話042-552-2122 FAX042-553-7532

E-mail FVAC@fussashakyo.or.jp

URL <https://fussashakyo.or.jp/fvac/>